

水道料金・下水道使用料の 改定（案）に係る市民説明会

平成29年4月16日・18日
千歳市水道局

説明の内容

I 水道料金・下水道使用料改定(案)の概要

- 1 水道料金の改定(案)
- 2 下水道使用料の改定(案)
- 3 水道料金・下水道使用料の道内他都市との比較

II 公営企業について

- 1 公営企業の経営
- 2 水道・下水道事業のしくみと特徴

III 水道料金・下水道使用料の改定が必要な理由

- 1 事業の現状と課題
- 2 水道事業の経営健全化に向けた取組
- 3 改定を行わない場合の財政収支の見通し

IV 水道料金・下水道使用料体系の見直し

- 1 水道料金体系の見直し
- 2 下水道使用料体系の見直し

V 改定後の財政収支の見通し

- 1 水道料金改定後の収支見通し
- 2 下水道使用料改定後の収支見通し

VI 今後の予定

- 1 パブリックコメントの実施
- 2 市議会への提案・審議・議決

I 水道料金・下水道使用料 改定（案）の概要

1 水道料金の改定（案）

（１）実施日、平均改定率、改定の考え方

	実 施 日	平均改定率
1 回目	平成 3 0 年 4 月 1 日（5 月検針分）から	1 7 . 5 0 %
2 回目	平成 3 4 年 4 月 1 日（5 月検針分）から	1 5 . 0 0 %
現行料金からの引き上げ率		3 5 . 1 3 %

改定の考え方

- ◆市民生活や企業活動に与える影響を考慮し段階的に改定
- ◆急激な負担増とならないよう、企業債借入の継続や一般会計からの補助により激変緩和にも配慮
- ◆引き続き経費節減や収益確保に努め、2 回目の改定率を可能な限り抑制
- ◆保有している資金を活用し改定時期をできる限り遅らせる
- ◆簡易水道（支笏湖温泉地区）の料金は、1 回目の改定では従来の料金を据え置き、2 回目の改定で上水道と統合

I 水道料金・下水道使用料改定（案）の概要

1 水道料金の改定（案）

（2）改定後の水道料金試算（1か月分）

○一般家庭の場合		【消費税込み】（単位：円）			
月間使用水量	現行	改定後料金試算額			
		1回目（H30）	現行との比較	2回目（H34）	現行との比較
0m ³	842	896	+54	1,030	+188
1m ³	842	907	+65	1,043	+201
2m ³	842	918	+76	1,056	+214
3m ³	842	928	+86	1,067	+225
4m ³	842	939	+97	1,080	+238
5m ³	842	950	+108	1,093	+251
6m ³	842	961	+119	1,105	+263
7m ³	842	972	+130	1,118	+276
8m ³	842	982	+140	1,129	+287
10m ³	1,134	1,326	+192	1,525	+391
15m ³	1,863	2,184	+321	2,512	+649
20m ³	2,592	3,043	+451	3,499	+907
30m ³	4,050	4,760	+710	5,474	+1,424
40m ³	5,508	6,477	+969	7,449	+1,941
50m ³	6,966	8,195	+1,229	9,424	+2,458
100m ³	14,364	16,781	+2,417	19,298	+4,934

I 水道料金・下水道使用料改定（案）の概要

2 下水道使用料の改定（案）

（１）実施日、平均改定率、改定の考え方

実 施 日	平均改定率
平成30年4月1日（5月検針分）から	△15.00%

改定の考え方

- ◆中長期的に健全な事業運営の持続性の確保を大前提とし、将来を見据えた保有資金を確保しつつ、世代間負担の公平性や市民負担の軽減などを考慮して改定率を設定
- ◆市民や企業の負担軽減という観点から、水道料金の引き上げに時期を合わせて下水道使用料の引き下げを実施
- ◆すべての下水道使用者の改定率を同水準に設定（個別排水処理施設使用料を含む）
- ◆市街地と支笏湖地区の処理区統合に伴い、両地区の使用料を統一

I 水道料金・下水道使用料改定（案）の概要

2 下水道使用料の改定（案）

（２）改定後の下水道使用料試算（１か月分）

○一般家庭の場合		【消費税込】	（単位：円）
月間使用水量	改定後使用料試算額		
	現行	改定後（H30）	現行との比較
0m ³	788	594	-194
1m ³	788	603	-185
2m ³	788	613	-175
3m ³	788	623	-165
4m ³	788	632	-156
5m ³	788	642	-146
6m ³	788	652	-136
7m ³	788	662	-126
8m ³	788	671	-117
10m ³	1,030	876	-154
15m ³	1,635	1,389	-246
20m ³	2,239	1,902	-337
30m ³	3,449	2,928	-521
40m ³	4,659	3,954	-705
50m ³	5,868	4,980	-888
100m ³	12,186	10,326	-1,860

I 水道料金・下水道使用料改定（案）の概要

2 下水道使用料の改定（案）

（３）改定後の水道料金と下水道使用料の 合算額試算（１か月分）

水道料金と下水道使用料の合算（一般家庭の場合） 【消費税込】 （単位：円）

月間使用水量	現行	改定後料金試算額			
		1回目（H30）	現行との比較	2回目（H34）	現行との比較
0m ³	1,630	1,490	-140	1,624	-6
1m ³	1,630	1,510	-120	1,646	16
2m ³	1,630	1,531	-99	1,669	39
3m ³	1,630	1,551	-79	1,690	60
4m ³	1,630	1,571	-59	1,712	82
5m ³	1,630	1,592	-38	1,735	105
6m ³	1,630	1,613	-17	1,757	127
7m ³	1,630	1,634	4	1,780	150
8m ³	1,630	1,653	23	1,800	170
10m ³	2,164	2,202	38	2,401	237
15m ³	3,498	3,573	75	3,901	403
20m ³	4,831	4,945	114	5,401	570
30m ³	7,499	7,688	189	8,402	903
40m ³	10,167	10,431	264	11,403	1,236
50m ³	12,834	13,175	341	14,404	1,570
100m ³	26,550	27,107	557	29,624	3,074

I 水道料金・下水道使用料改定（案）の概要

3 水道料金・下水道使用料の 道内他都市との比較

I 水道料金・下水道使用料改定（案）の概要
 3 水道料金・下水道使用料の道内他都市との比較

（１）水道料金、下水道使用料それぞれの比較

※1か月に20m³使用の場合

水道料金		
順位	都市名	水道料金
1	函館市	2,354
2	千歳市	2,592
3	苫小牧市	2,624
4	室蘭市	2,651
5	北斗市	2,780
6	伊達市	2,872
7	旭川市	2,954
	千歳市	3,043
8	釧路市	3,225
9	小樽市	3,369
10	士別市	3,416
11	岩見沢市	3,434
	千歳市	3,499
12	江別市	3,531
13	札幌市	3,585
14	北見市	3,946
15	登別市	3,969
16	富良野市	4,039
17	恵庭市	4,045
道内都市平均		4,065

平成30年
（1回目）

平成34年
（2回目）

現在の水道料金は、道内他市との比較では2番目に低い料金となっていますが、1回目の改定により7番目に、2回目の改定により11番目となってしまいます。

下水道使用料		
順位	都市名	下水道使用料
1	札幌市	1,371
	千歳市	1,902
2	千歳市	2,239
3	苫小牧市	2,252
4	江別市	2,300
5	恵庭市	2,355
6	北広島市	2,397
7	石狩市	2,531
8	北斗市	2,700
8	小樽市	2,700
10	帯広市	2,916
11	函館市	2,959
12	士別市	3,068
13	旭川市	3,205
14	稚内市	3,240
15	岩見沢市	3,413
16	富良野市	3,477
17	北見市	3,554
18	室蘭市	3,596
道内都市平均		3,603

平成30年

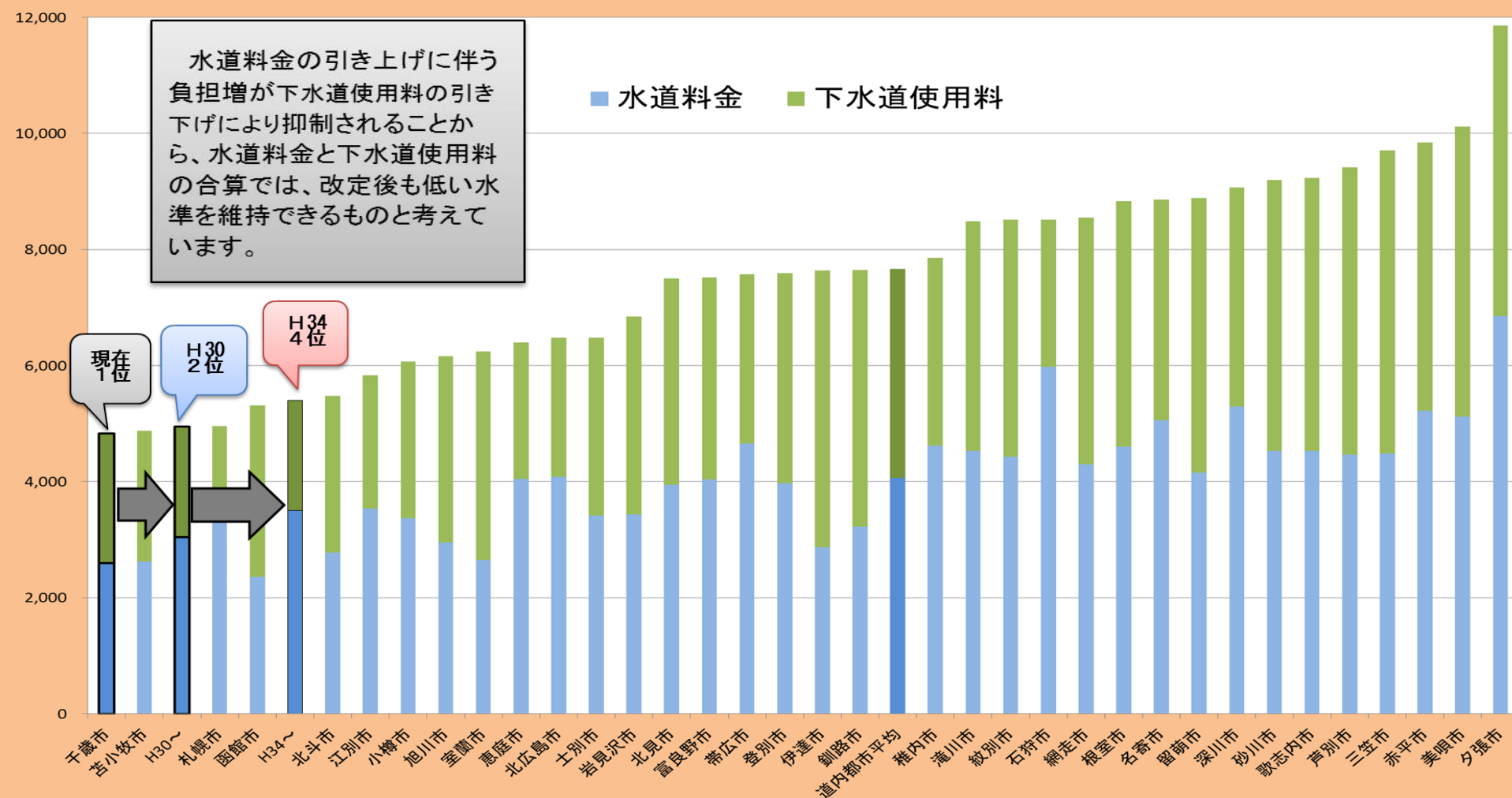
現在の下水道使用料は、道内他市との比較では札幌市に次いで2番目に低い使用料となっていますが、今回の引き下げを行ってもその順位に変動はありません。

I 水道料金・下水道使用料改定（案）の概要
 3 水道料金・下水道使用料の道内他都市との比較

（２）水道料金、下水道使用料合算での比較

（単位：円）

道内他都市との水道料金と下水道使用料の合算比較



Ⅱ 公営企業について

1 公営企業の経営

(1) 公営企業の経営原則

公営企業とは

地方公共団体が特別会計を設けて運営する事業
(水道事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業など)

公営企業の経営原則

○受益者負担の原則

事業運営に必要な経費は、税金ではなく、使用者にお支払いいただいている料金・使用料で運営しています。⇒独立採算性

○経費負担の原則

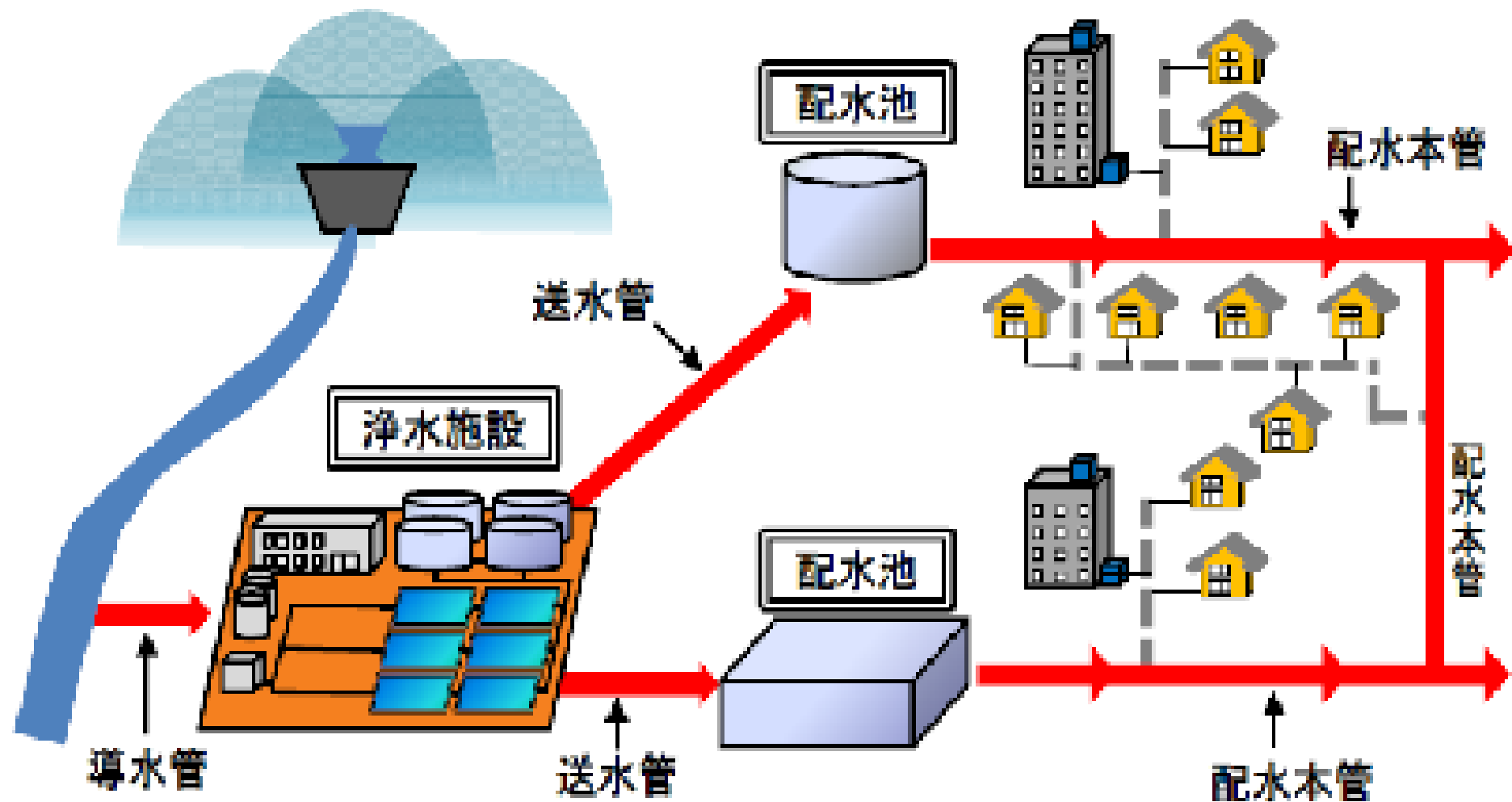
事業運営に必要な経費のうち、性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費は、税金でまかなわれています。

⇒消火栓設置や雨水処理に係る経費など

Ⅱ 公営企業について

2 水道・下水道事業のしくみと特徴

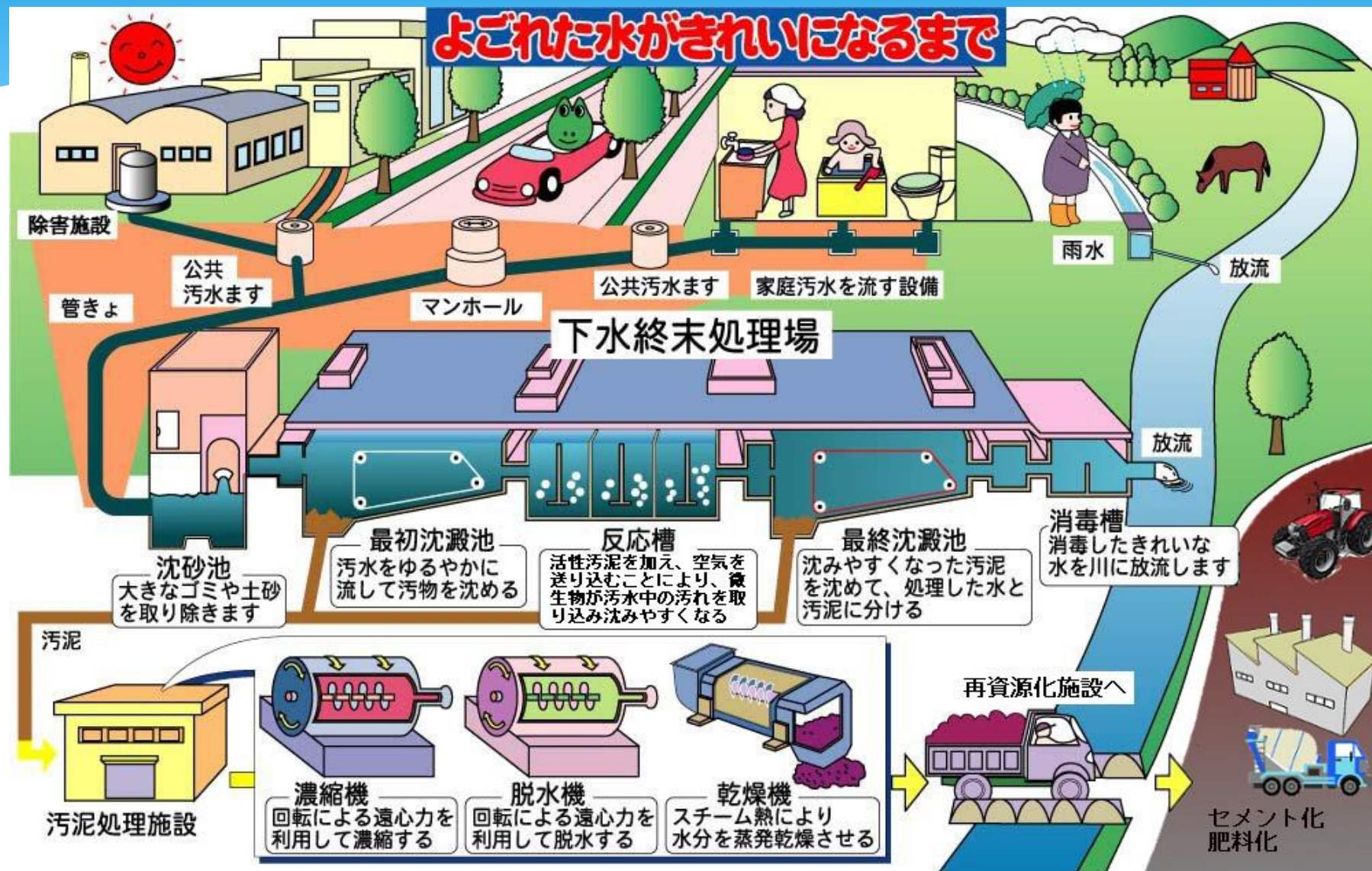
(1) 水道事業のしくみ



Ⅱ 公営企業について

2 水道・下水道事業のしくみと特徴

(2) 下水道事業のしくみ



(3) 水道・下水道事業の特徴

水道・下水道事業は、サービス提供のために大型の施設や多くの設備を要する産業（装置産業）

安定的に事業を運営するには、施設・設備の適正な維持、管理が不可欠



施設・設備の新設や更新に係る必要な費用は、全て料金・使用料でまかなう

Ⅲ 水道料金・下水道使用料の 改定が必要な理由

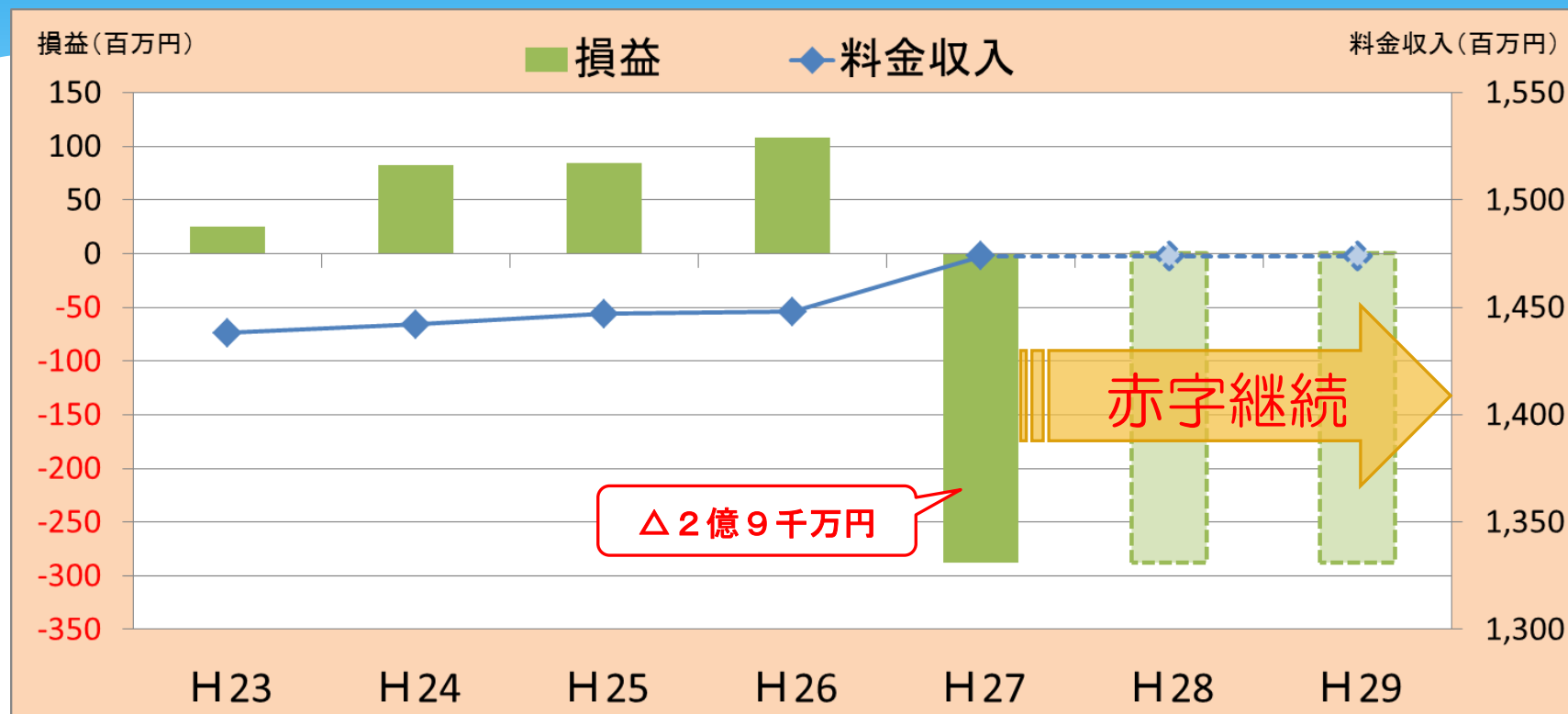
1 事業の現状と課題

Ⅲ 水道料金・下水道使用料の改定が必要な理由

1 事業の現状と課題

(1) 経営の状況

①水道事業



◆料金収入の伸び悩み

◆安定給水に必要な水源を確保したことによる受水費の増加など

★ 収支が悪化し赤字経営へ ★

(1) 経営の状況

②水源の確保とは

○水源の確保とは・・・

石狩東部広域水道企業団で実施した**拡張事業**からの受水

○石狩東部広域水道企業団とは・・・

昭和40年代に石狩東部地域の急速な人口増加に伴い水需要が増大し、各市町単独での対応が困難となったため、漁川からの水道用水の供給（創設事業）を目的として、昭和49年に北海道、江別市、千歳市、恵庭市及び北広島市が構成団体となって設立された団体

○拡張事業とは・・・

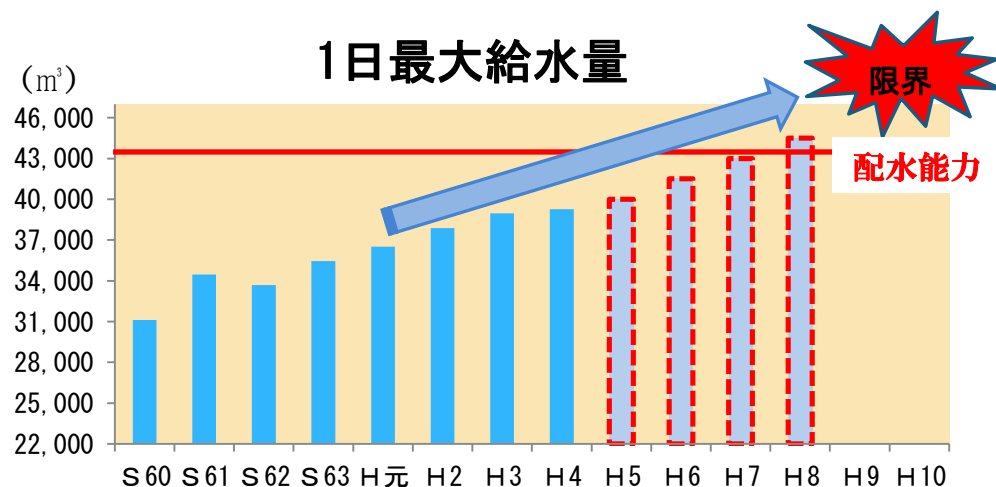
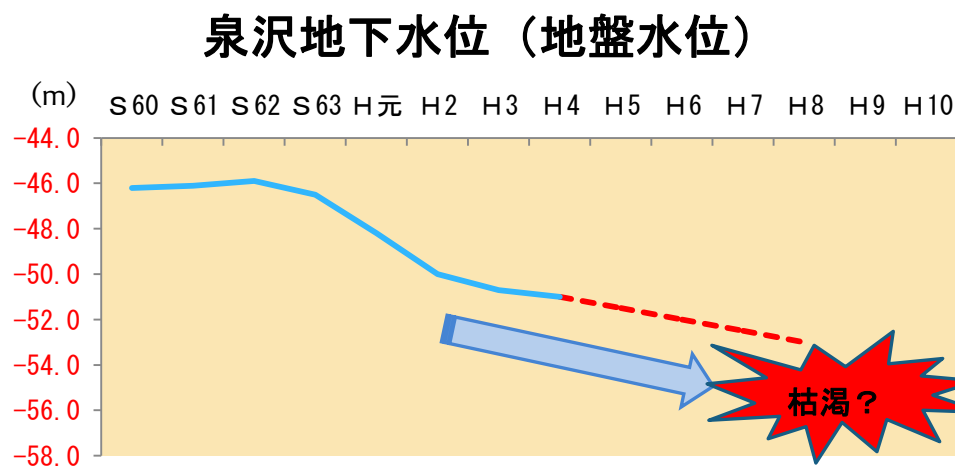
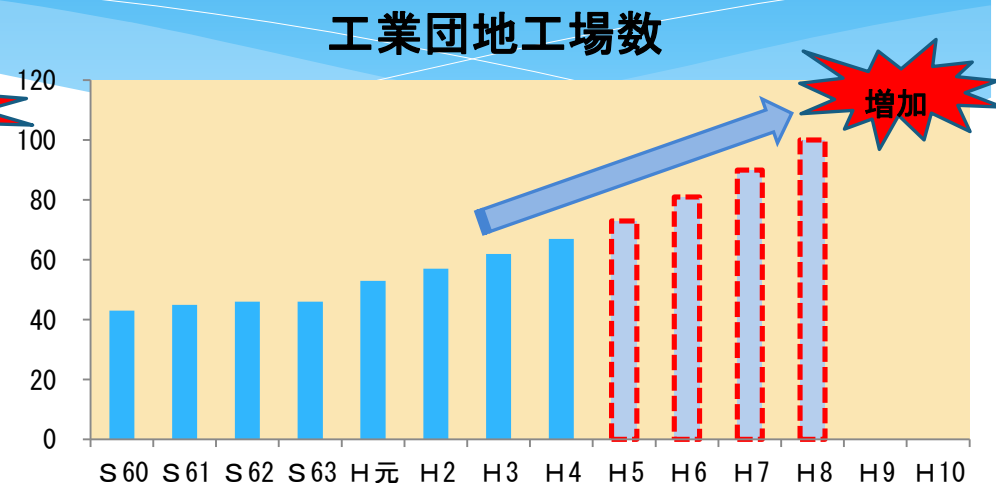
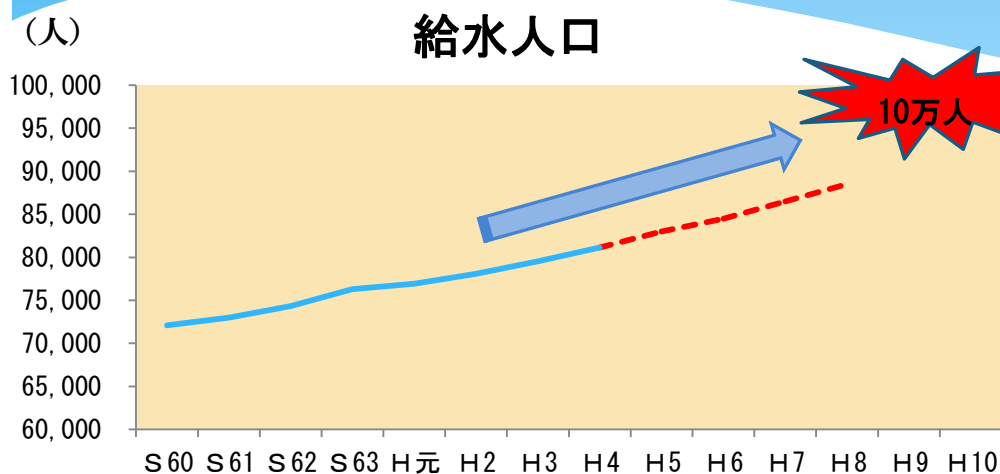
夕張シューパロダムの建設により取得した水道水利を千歳川の農業水利と振り替えを行い、構成団体（千歳市、江別市、恵庭市、北広島市、由仁町、長幌上水道企業団の6団体）へ用水を供給する事業として、平成8年度に工事が着手され、平成27年度から供給を開始している事業

Ⅲ 水道料金・下水道使用料の改定が必要な理由

1 事業の現状と課題

(1) 経営の状況

③水源確保の必要性



(1) 経営の状況

④水源確保のメリット

拡張事業からの受水によるメリット

水源の
複数化



リスク分散

豊富な水量



企業誘致に
不可欠

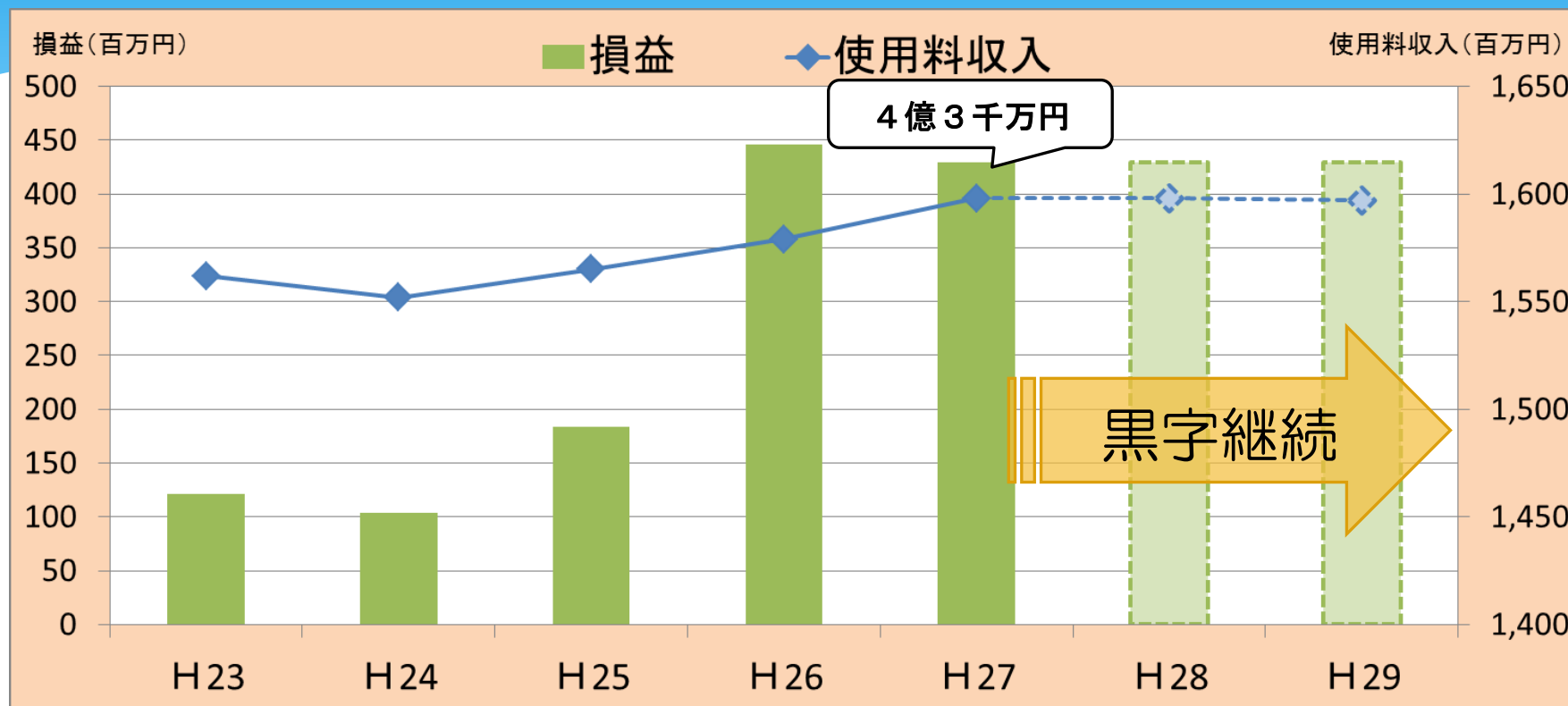
耐震性に
優れた施設



多様な危機
への対応

(1) 経営の状況

⑤下水道事業



- ◆企業債の繰上償還に伴う支払利息の縮減
 - ◆組織体制の見直しや民間委託による人件費の削減
- ★長年にわたり良好な経営を継続★

(2) 水道料金・下水道使用料収入の状況

◆水道料金、下水道使用料ともに伸び悩み

背景：少子高齢化の進展、節水型機器の普及、ライフスタイル
の変化、工場等での地下水の使用 など

平成12年度から平成27年度までの16年間で

【水道料金】約7千万円減少（15.4億円→14.7億円）

【下水道使用料】約4千万円減少（16.4億円→16.0億円）

【水道料金・下水道使用料収入の今後の見込み】

◆料金等収入の大幅な伸びを見込むことは好ましくない

◆将来、人口が減少へ転じることで、大きく減少する危険性

(3) 施設の状況

◆施設の老朽化が進行

背景：まちの急速な発展による集中的な施設整備

【水道事業】

昭和20年代から整備開始
(管路法定耐用年数40年)
⇒今後、管路更新の波が押し寄せてくる

【課題】

- ◆計画的な施設更新
- ◆将来の施設更新を見据えた資金確保

【下水道事業】

昭和30年代から整備開始
(管渠法定耐用年数50年)
⇒管更正により長寿命化

管渠の本格的な更新はまだ先

（４）経営状況（まとめ）

<水道事業>

主に以下の理由により、今後の事業運営が厳しい状況にある

◆収支の悪化による赤字経営の継続

◆料金収入の伸び悩み⇒・将来訪れる人口減少により減収の危険性
・企業等の地下水転換への懸念

◆老朽化施設の計画的な更新と必要な資金の確保

最大限の経営努力 ⇒⇒⇒ 料金の改定

<下水道事業>

引き続き効率的な経営に努める

⇒ 今後も良好な経営が継続

Ⅲ 水道料金・下水道使用料の改定が必要な理由

2 水道事業の経営健全化に向けた取組

(1) 経費節減の取組

○人件費の削減

主な取組：下水道事業との組織統合（H12）

料金業務の民間委託など（H23）

削減効果：職員数△20人（43人⇒23人）

人件費△1億9,900万円／年

○その他の経費節減

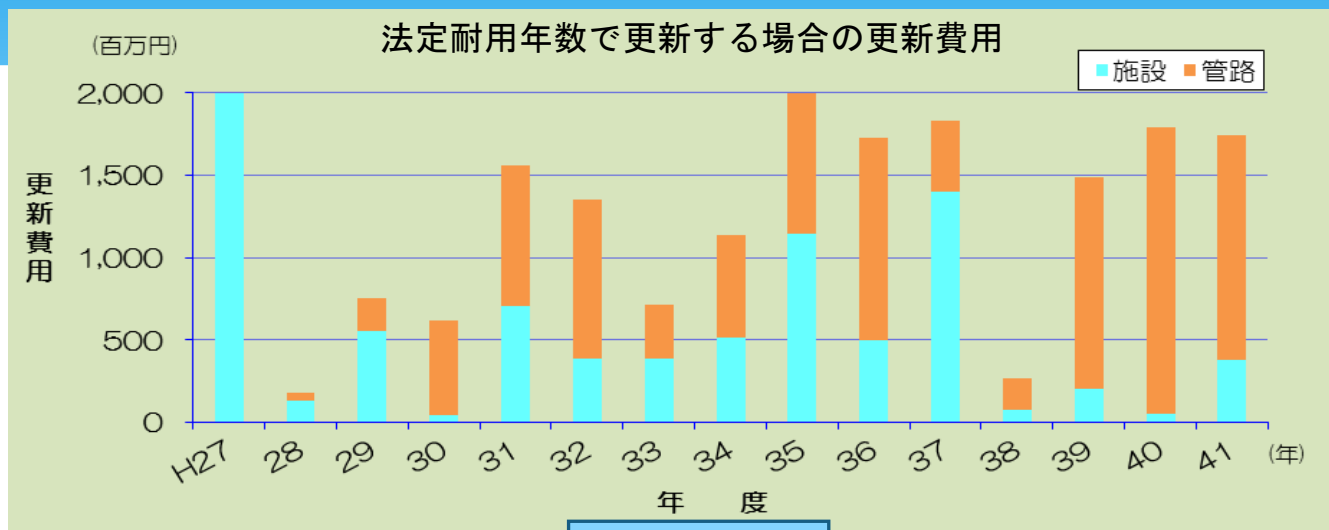
- ・過去の借金を低利な利息へ借換え：△9,100万円
- ・工事単価策定業務の見直し：△8,300万円

今後またゆまぬ経営努力が必要

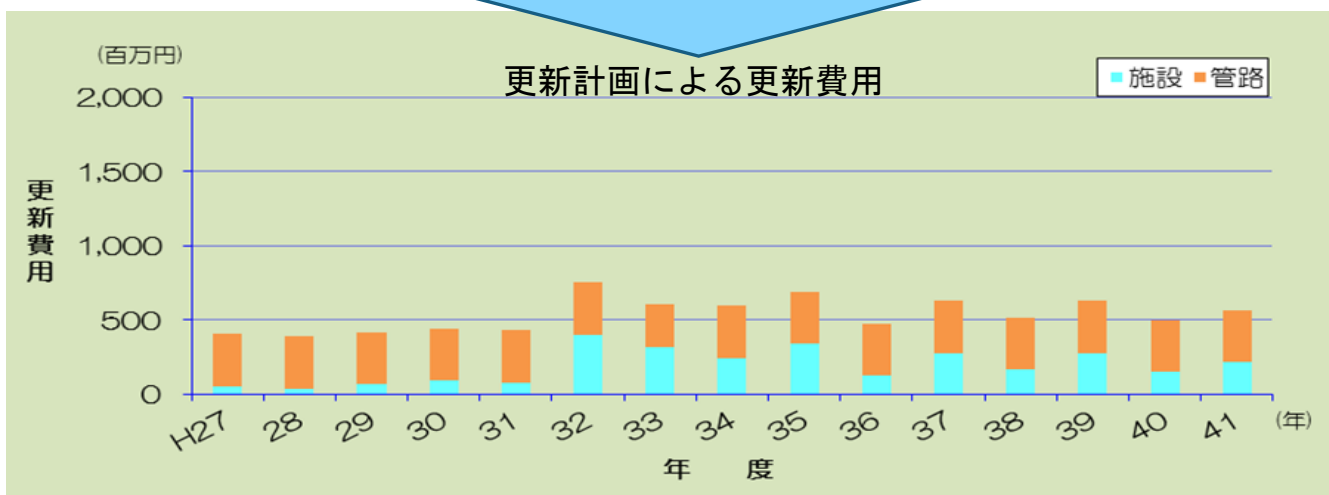
①工事費の推移



(2) 施設・管路の計画的な更新 ②更新計画の策定



ダウンサイジング・平準化・優先順位付け



Ⅲ 水道料金・下水道使用料の改定が必要な理由

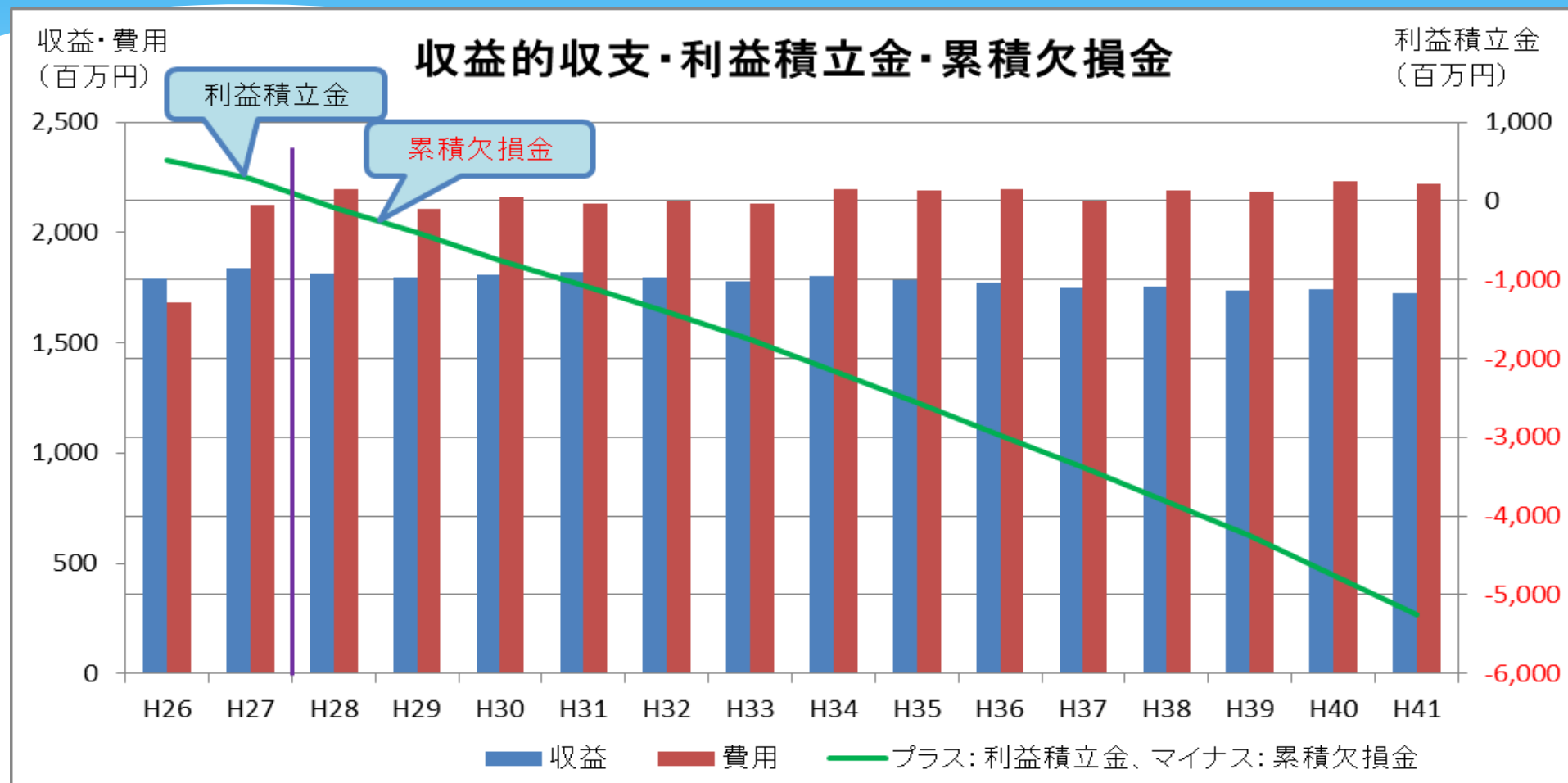
3 改定を行わない場合の財政収支の見通し

Ⅲ 水道料金・下水道使用料の改定が必要な理由

3 改定を行わない場合の財政収支の見通し

(1) 水道事業の収支見通し

① 収益的収支

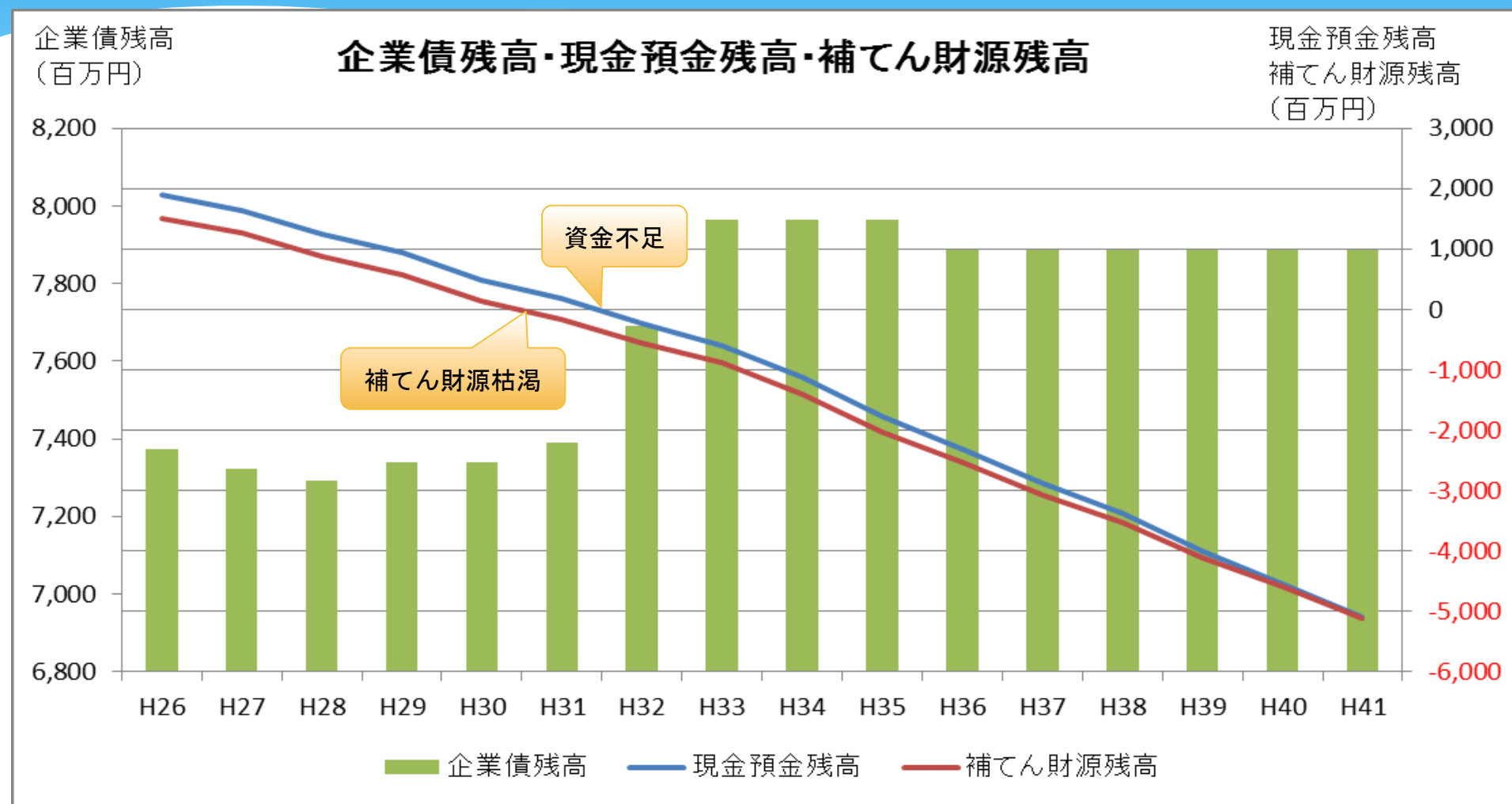


Ⅲ 水道料金・下水道使用料の改定が必要な理由

3 改定を行わない場合の財政収支の見通し

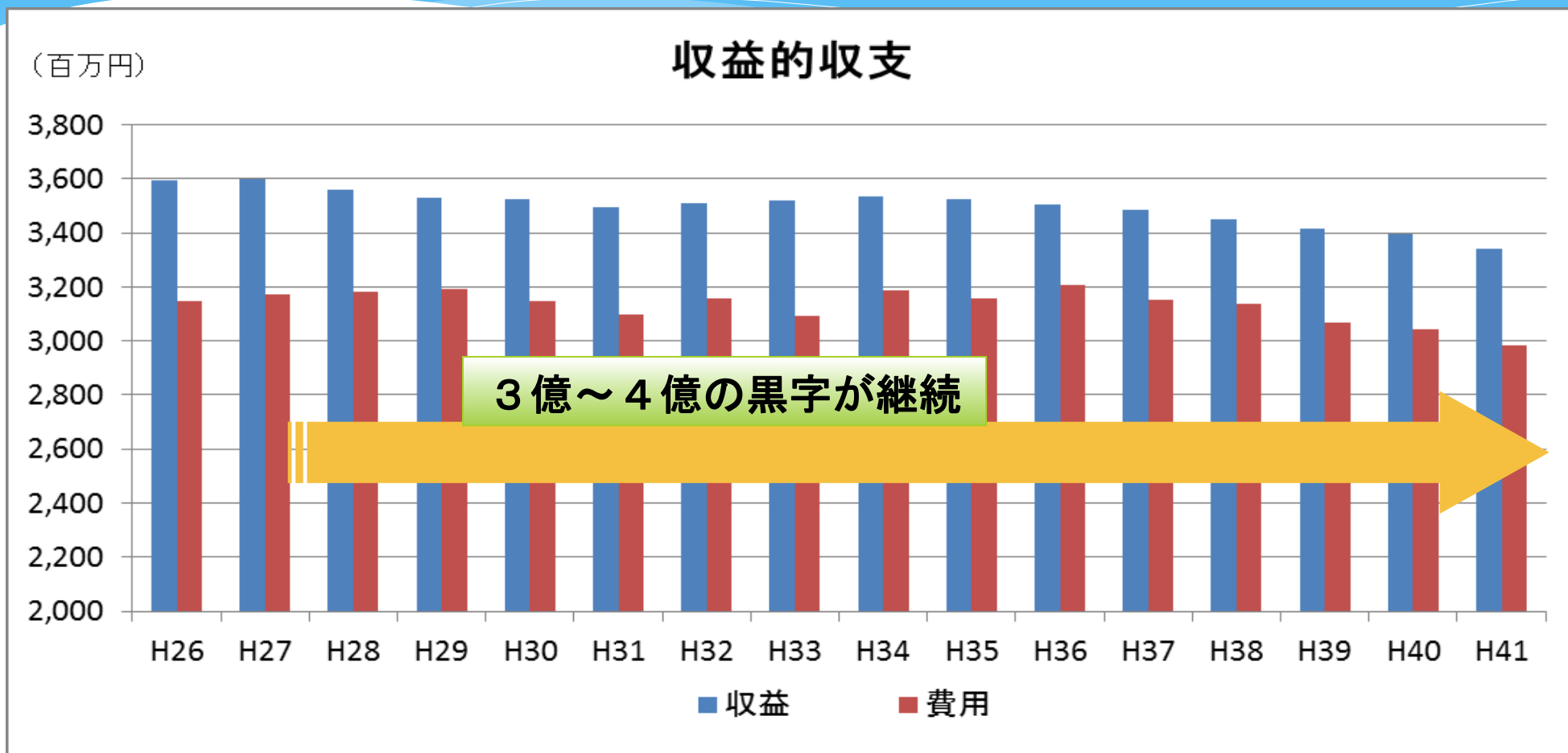
(1) 水道事業の収支見通し

② 資金残高・企業債残高



(2) 下水道事業の収支見通し

①収益的収支

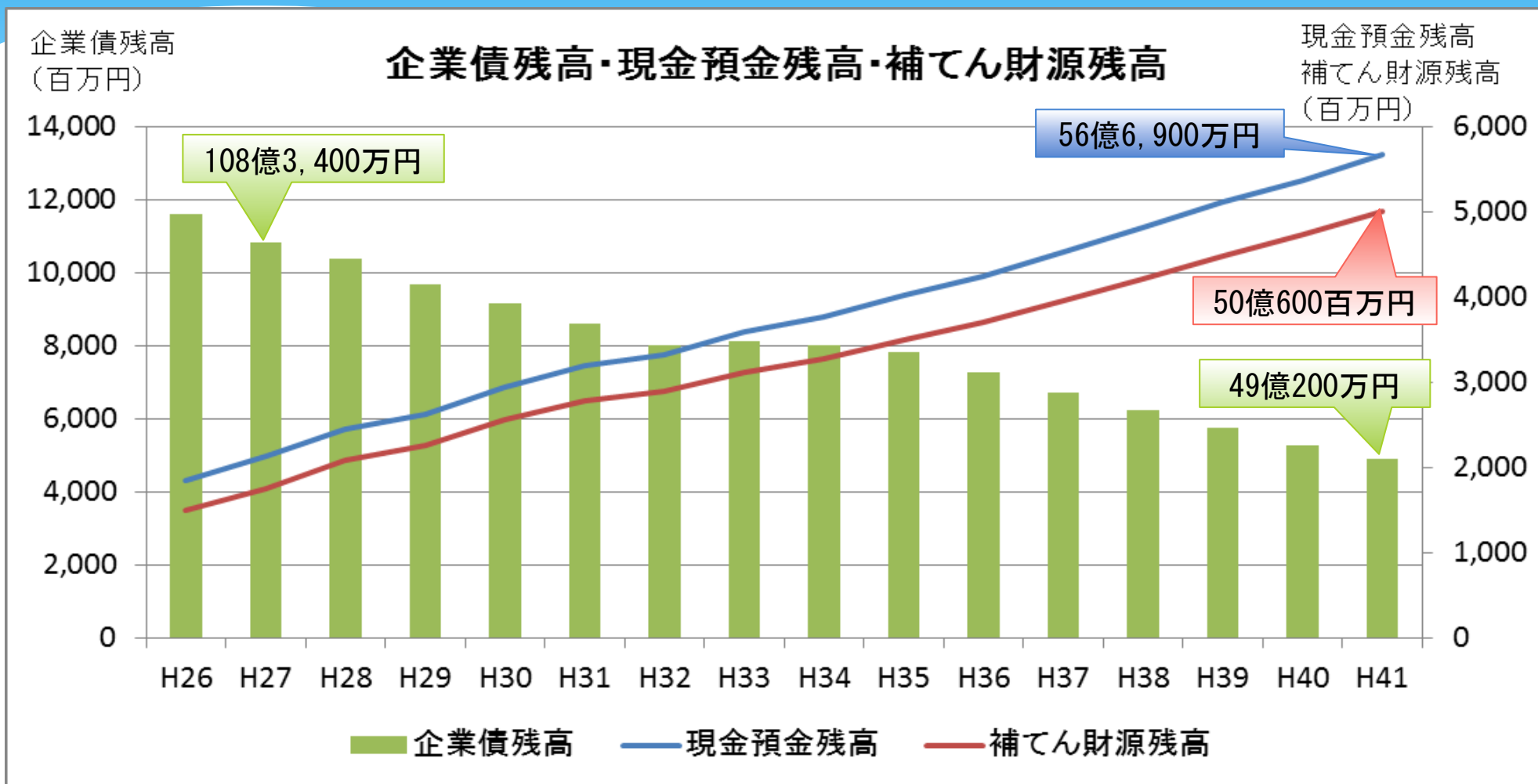


Ⅲ 水道料金・下水道使用料の改定が必要な理由

3 改定を行わない場合の財政収支の見通し

(2) 下水道事業の収支見通し

② 資金残高・企業債残高



(3) 水道料金の引き上げが必要な理由

経営健全化に向けた取組を行ってきましたが・・・

赤字経営

・今後も毎年3億円程度の赤字が継続

補てん財源枯渇

・H27:12億円⇒H31:0円

施設老朽化進行

・漏水事故多発、断水の恐れ

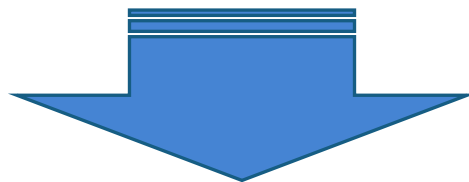
水道事業
の限界

抜本的な解決策(＝料金の引き上げ)が必要

(4) 下水道使用料の引き下げが必要な理由

引き続き効率的な経営に努めることで・・・

良好な経営が今後も継続
⇒十分な資金の確保



下水道使用料の引き下げ

- ・ 使用者（市民・企業）へ還元
- ・ 世代間負担の公平性を確保

IV 水道料金・下水道使用料 体系の見直し

1 水道料金体系の見直し

(1) 基本水量の廃止

【基本水量とは】

基本料金に一定水量を付与することで、この水量の範囲内であれば料金を定額とする制度で、生活用水として一定量の清浄な水の使用を促すことによって、公衆衛生の向上とその部分に係る料金を低廉に抑えるという政策的配慮から導入されたものです。

《現状と課題》

- ・ 現在、一般用及び臨時用で 8 m³、浴場用で 100 m³を付与
- ・ 水道の普及率がほぼ 100%となり、「公衆衛生の向上」という役割は終わった
- ・ 家庭用では、基本水量内の使用者が年々増加（全体の 1／3 程度）
- ・ 使用者の節水努力が報われるとともに、単身世帯、高齢者世帯への配慮や少量使用者の使用水量に見合った負担の公平性の確保が課題



《検討結果》

基本水量制を廃止する

節水型社会への対応として、使用者の節水努力が料金へ反映されるとともに、単身世帯や高齢者世帯などの少量使用者間の負担の公平性を確保します。

なお、基本水量廃止に伴う少量使用者の影響を考慮し、現行の基本水量以下に対応する従量料金区分を新設します。

(2) 基本料金を「用途別」から「口径別」へ

【用途別料金】

- ・ 一般用、臨時用等の使用用途によって料金に格差を設定
- ・ 使用者の経済負担やサービス価値を重視
- ・ 生活水の低廉化に配慮



〔水道メーター〕

【口径別料金】

水道メーターが大口径の使用者は、一度に大量の水が使用可能であり、その分多額の設備投資が必要となるため、口径が大きいほど費用を多く負担すべきであるという観点から、使用者のメーター口径の大小によって料金を設定

《現状と課題》

当市でも、生活水の低廉化という観点から用途別料金制としているが、用途の区分及び設定単価の差異が、客観性、公平性に欠けるという問題点がある。



《検討結果》

口径別料金へ変更する

料金算定の客観的妥当性の確保や使用水量に応じた公平な費用負担を重視する。

ただし、公衆衛生や公共的観点から浴場用は別に設定し、負担軽減措置は継続する。

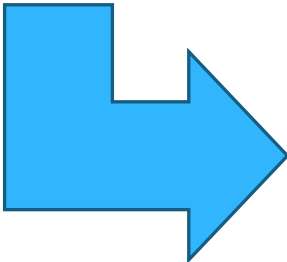
(3) 従量料金の「逦増制」廃止

【逦増制とは】

使った水の量が多くなるのに応じて、段階的に単位当たりの料率を高くする料金体系です。この料金体系は、昭和40年代以降の経済成長と急激な都市化に際して水需給の逼迫に対処し、また生活用水の低廉化を図るために採用されてきたものです。

《現状と課題》

- ・ たくさん使えば単価が安くなるという一般的な通念に反する体系
- ・ 水需要が右肩上がりで水資源が不足していた時代に適応する制度
- ・ 現状では水需要が横ばいしないし減少傾向にあり、需要減少以上の速さで収入減を招く恐れがあるため、安定経営に資する料金体系とは言い難い状況
- ・ 大口使用者の節水の浸透、節水型機器の普及等により水需要の大幅な増加は見込めない状況であり、社会環境の変化に対応した料金体系への見直しが必要



《検討結果》

逦増制を廃止する

平成27年度からの新たな水源の確保により、水不足の心配がなくなったため、従量料金の公平性を重視するとともに、使用水量の変動で料金収入に影響を受けにくいしくみに見直します。

Ⅳ 水道料金・下水道使用料体系の見直し

1 水道料金体系の見直し

(4) 見直し後の水道料金体系 (案)

- ①基本水量を廃止
- ②基本料金を口径別料金へ
- ③従量料金の逦増制の廃止

※ 2 回目の改定後の料金については、平成 3 0 年度以降に検討します。

【現 行】		①	②	(税抜)	
種類	用途区分	基本水量	基本料金	従量水量	従量料金
上水道	一般用	8m ³	780円	9m ³ ~ 50m ³	135円
				51m ³ ~ 1,000m ³	137円
				1,001m ³ ~	139円
	浴場用	100m ³	5,600円	101m ³ ~	86円
簡易水道 (支笏湖温泉地区)	一般用	8m ³	1,110円	9m ³ ~ 50m ³	161円
				51m ³ ~ 1,000m ³	163円
				1,001m ³ ~	165円
	臨時用	8m ³	1,900円	9m ³ ~	165円

【1 回目の改定後】		②	(税抜)	
種類	用途区分	口径区分	基本料金	① 従量水量及び料金
上水道	一般用	25mm以下	830円	③ 【1m³~8m³】 10円 【9m³~】 159円
		40mm	1,140円	
		50mm	3,240円	
		75mm	5,710円	
		100mm	10,030円	
		150mm	29,060円	
簡易水道 (支笏湖温泉地区)	一般用	200mm	48,550円	変更ありません
		-	6,430円	
		-	-	
簡易水道 (支笏湖温泉地区)	臨時用	-	-	変更ありません
		-	-	

Ⅳ 水道料金・下水道使用料体系の見直し

2 下水道使用料体系の見直し

(1) 基本水量の廃止

【基本水量制】

基本使用料に一定水量を付与することで、この水量の範囲内であれば使用料を定額とする制度で、生活用水として一定量の清浄な水の使用を促すことによって、公衆衛生の向上とその部分に係る使用料を低廉に抑えるという政策的配慮から導入されたものです。

《現状と課題》

- ・ 現在、一般汚水及び温泉水汚水で 8 m³、公衆浴場で 300 m³を付与
- ・ 水道、下水道の普及率がほぼ 100%となり、「公衆衛生の向上」の役割は終わった
- ・ 一般汚水では、基本水量内の使用者が年々増加（全体の 1／3 程度）
- ・ 使用者の節水努力が報われるとともに、単身世帯、高齢者世帯への配慮や少量使用者の使用水量に見合った負担の公平性の確保が課題



《検討結果》

基本水量制を廃止する

※ 節水型社会への対応として、使用者の節水努力が使用料へ反映されるとともに、単身世帯や高齢者世帯などの少量使用者間の負担の公平性を確保します。

なお、基本水量廃止に伴う少量使用者の影響を考慮し、現行の基本水量以下に対応する従量使用料区分を新設します。

(2) 従量使用料の「逦増制」維持

【逦増制とは】

使った水の量が多くなるのに応じて、段階的に単位当たりの料率を高くする使用料体系です。この体系は、昭和40年代以降の経済成長と急激な都市化に際して水需給の逼迫に対処し、また生活用水の低廉化を図るために採用されてきたものです。



《検討結果》

逦増制を維持する

下水道には水道のようなメーター口径の概念がないことから、環境負荷が大きい多量使用者と小さい少量使用者の負担の格差を汚水の排出量に求める仕組みを維持します。

また、すべての下水道使用者が同水準での引き下げとするためにも、逦増制の維持が必要となります。

(3) 市街地と支笏湖温泉地区の使用料統一

【支笏湖温泉地区の下水道事業】

平成29年3月までは、市街地の「公共下水道事業」とは別に、支笏湖の水質保全を目的とした「特定環境保全公共下水道事業」として運営し、汚水の処理を区域の処理場である「支笏浄湖苑」で行っていたため、市街地と比べ使用料が割高になっており、不採算事業として一般会計からの補助（税金）を受けて収支補てんを行っていた。



《検討結果》

市街地と支笏湖温泉地区の使用料を統一する

市街地と支笏湖温泉地区を結ぶ管渠の整備が完了し、平成29年4月から支笏湖温泉地区の汚水の処理を市街地の施設（浄化センター）で行うこととなったため、平成30年度から市街地と支笏湖温泉地区の使用料を統一します。

Ⅳ 水道料金・下水道使用料体系の見直し

2 下水道使用料体系の見直し

(4) 見直し後の下水道使用料体系 (案)

①基本水量の廃止

②従量使用料の逡増制の維持

③市街地と支笏湖温泉地区の使用料の統一

【現 行】

①

(税抜)

地域	汚水の種類	終末処理場への接続	基本水量	基本使用料	従量水量	従量使用料
市街地の処理区域	一般汚水	接続するもの	8㎡	730円	9㎡ ~ 50㎡	112円
					51㎡ ~ 1,000㎡	117円
					1,001㎡ ~	122円
	公衆浴場	接続するもの	300㎡	6,200円	301㎡ ~	30円
市街地の処理区域外	一般汚水	接続するもの	8㎡	1,100円	9㎡ ~ 50㎡	119円
					51㎡ ~ 1,000㎡	124円
					1,001㎡ ~	129円
	公衆浴場	接続するもの		210円	9㎡ ~	26円
支笏湖温泉地区の処理区域	一般汚水	接続するもの	8㎡	1,040円	9㎡ ~ 50㎡	150円
					51㎡ ~ 1,000㎡	155円
					1,001㎡ ~	160円
	温泉水の汚水			15,300円	9㎡ ~	13円

【改定後】

(税抜)

区域	汚水の種類	終末処理場への接続	基本使用料	従量水量	従量使用料
処理区域内	一般汚水	接続するもの	550円	① 1㎡ ~ 8㎡	9円
				9㎡ ~ 50㎡	95円
				51㎡ ~ 1,000㎡	99円
				② 1,001㎡ ~	103円
	公衆浴場	接続しないもの	100円	1㎡ ~ 8㎡	1円
				9㎡ ~	14円
				1㎡ ~ 300㎡	1円
				301㎡ ~	25円
処理区域外	温泉水の汚水 (支笏湖温泉地区)	接続するもの	13,000円	1㎡ ~ 8㎡	3円
				9㎡ ~	11円
	一般汚水	接続するもの	860円	1㎡ ~ 8㎡	10円
				9㎡ ~ 50㎡	101円
				51㎡ ~ 1,000㎡	105円
				1,001㎡ ~	109円
	一般汚水	接続しないもの	170円	1㎡ ~ 8㎡	1円
				9㎡ ~	22円

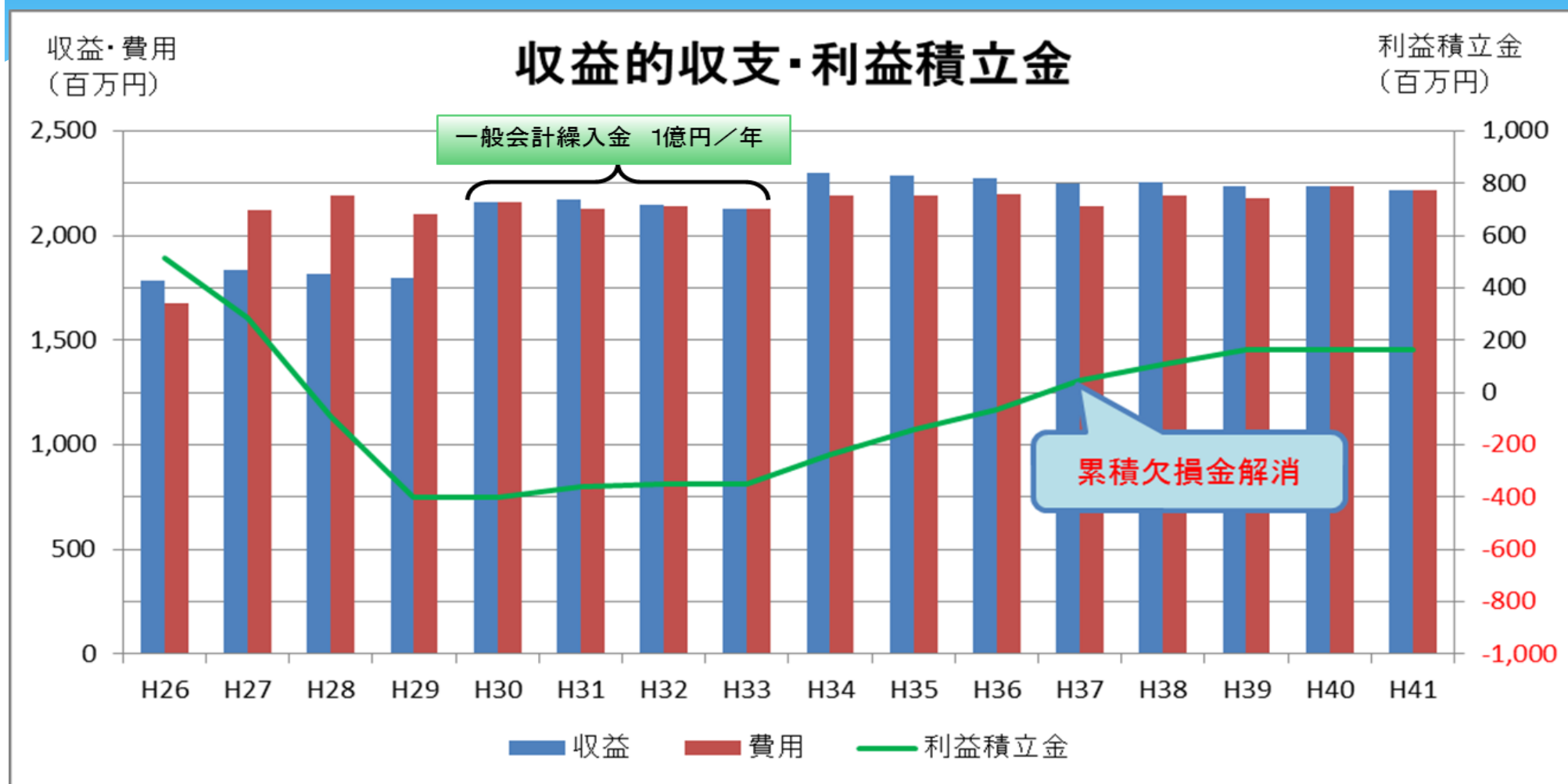
V 改定後の財政収支の見通し

1 水道料金改定後の収支見通し

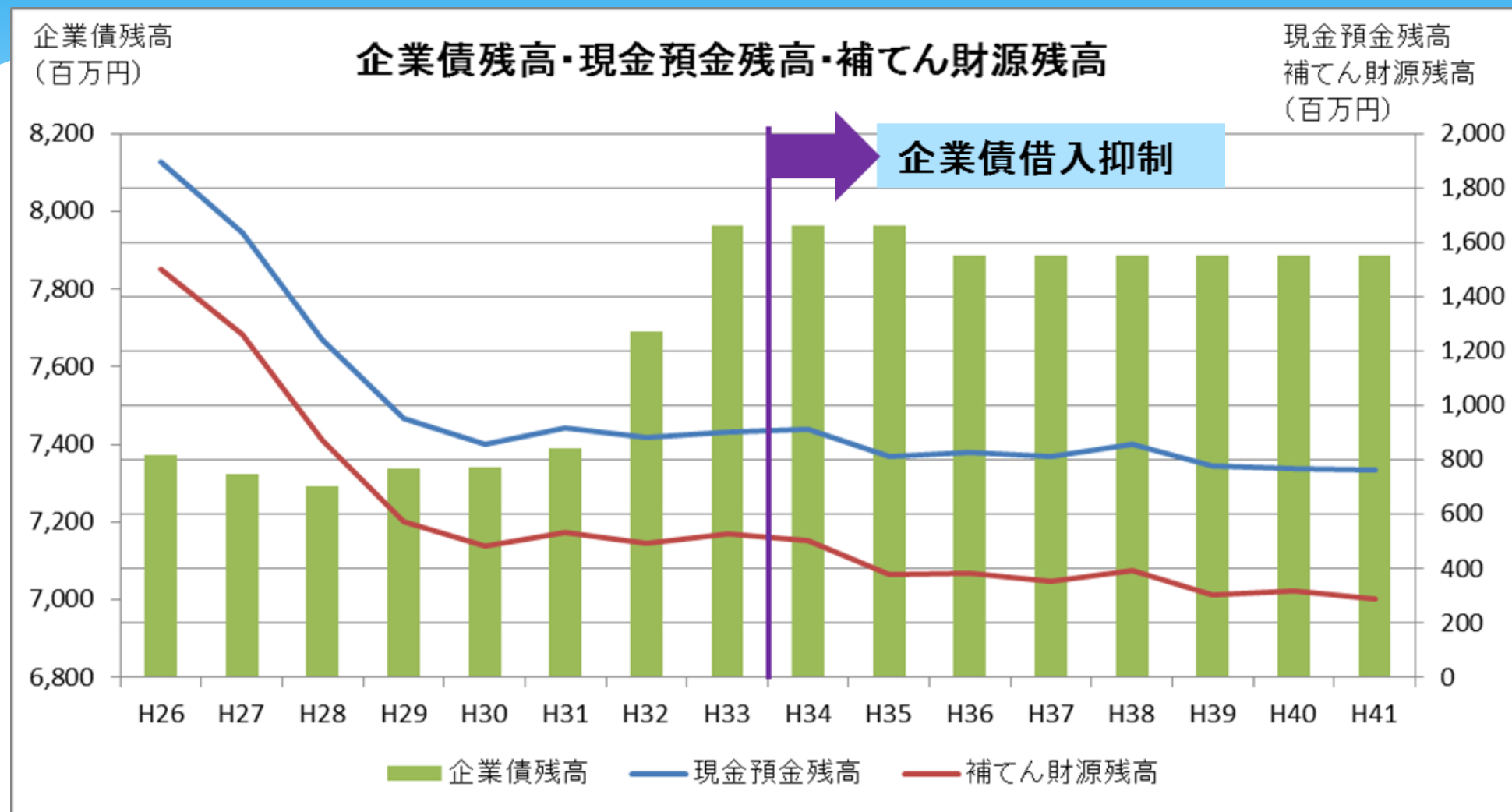
V 改定後の財政収支の見通し

1 水道料金改定後の収支見通し

(1) 水道事業の収益的収支



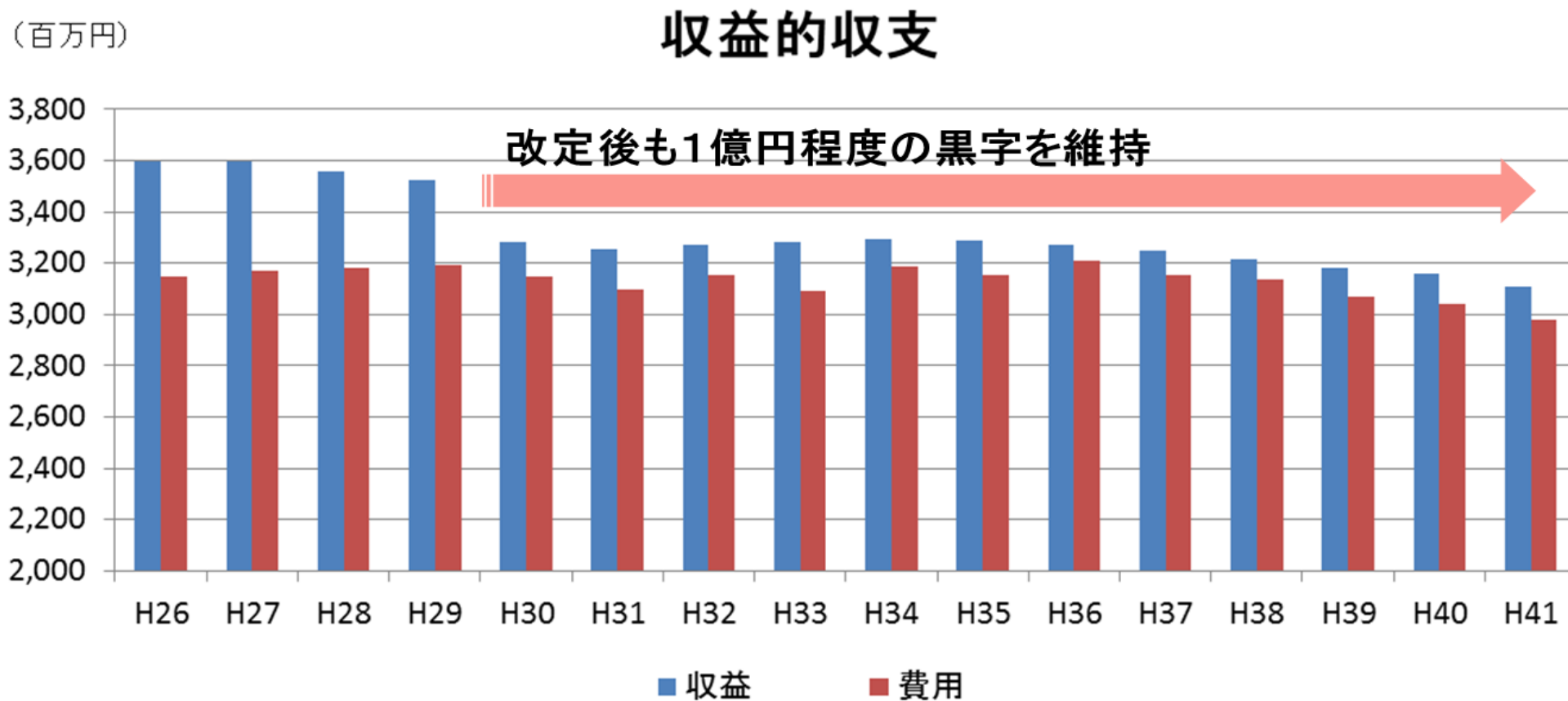
(2) 水道事業の資金残高・企業債残高



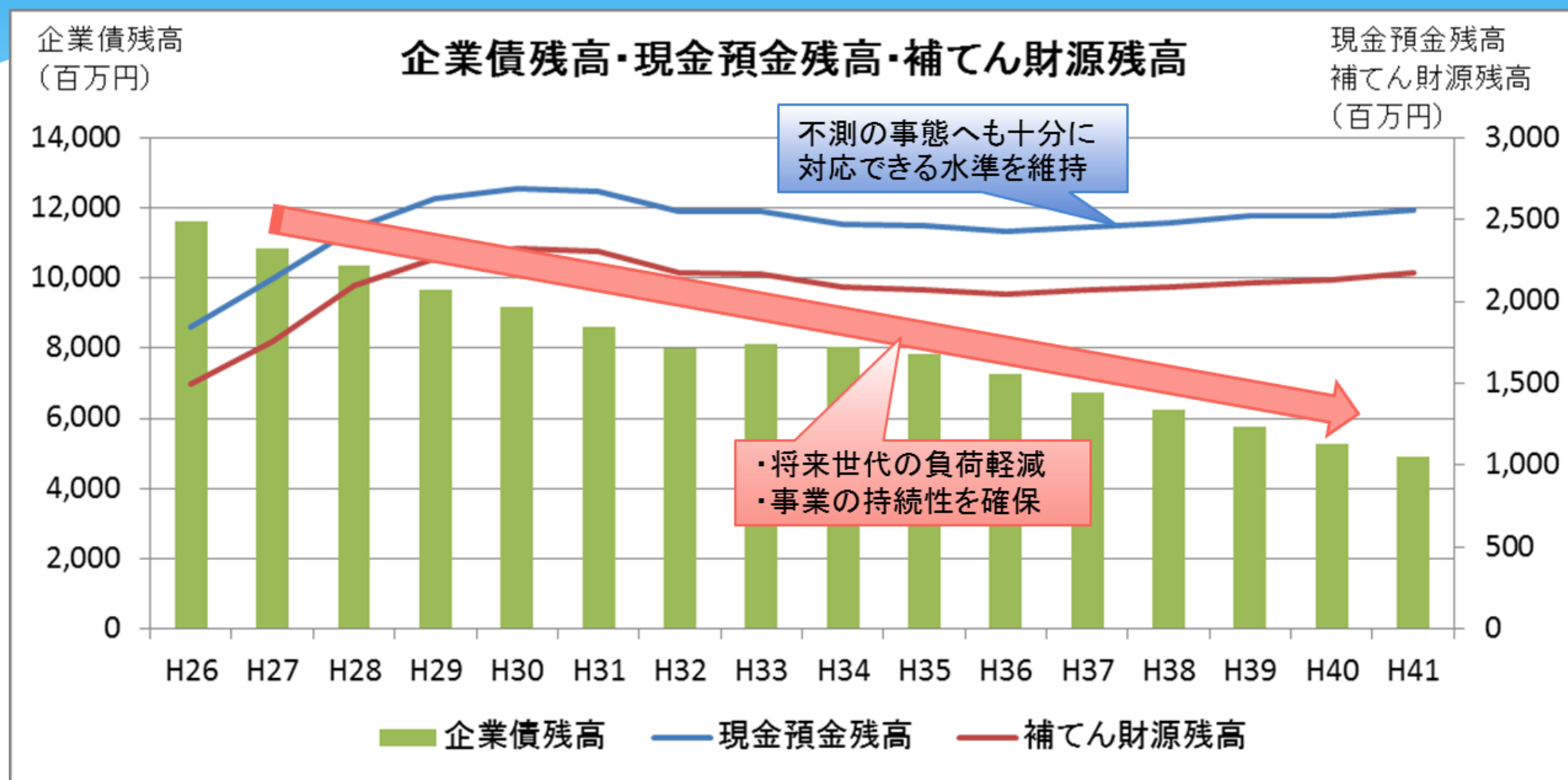
V 改定後の財政収支の見通し

2 下水道使用料改定後の収支見通し

(1) 下水道事業の収益的収支



(2) 下水道事業の資金残高・企業債残高



Ⅵ 今後の予定

1 パブリックコメントの実施

パブリックコメントの実施

現在、市民の皆さんから意見を公募
(パブリックコメント) しています

募集期間：平成29年4月13日（木）から
5月12日（金）まで

応募資格：千歳市内に在住、在勤または在学の方

※ 提出方法、公表場所など詳細については、
広報ちとせ4月号又は市役所ホームページで
ご確認ください。

Ⅵ 今後の予定

2 市議会への提案・審議・議決

市議会への提案・審議・議決

水道料金・下水道使用料を改定するには、条例を改正する手続きが必要です。

平成29年6月頃
第2回定例会

提 案

平成29年7月～

審 議

議 決
(決定)

ご清聴ありがとうございました



名水ふれあい公園



千歳市のデザインマンホール

千歳市水道局